

【誤りがあった問題：平成18年不動産鑑定士試験短答式試験「不動産に関する行政法規」】

〔問題 2〕 不動産の鑑定評価に関する法律に関する次のイからホまでの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- イ 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（以下この問において「不動産鑑定士等」という。）は、正当な理由がなく、不動産の投資に関する相談に応じる業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ロ 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士等がその資格を表示して署名押印しなければならない。
- ハ 不動産鑑定業者は、一定期間鑑定評価書の写しその他の書類を保存しなければならない。
- ニ 国土交通大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業者が不動産の鑑定評価に関する法律に基づく監督処分に違反したときは、戒告を与えることができる。
- ホ 国土交通大臣は不動産鑑定業者に対し懲戒処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- (1) 誤っているものはない
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ
- (5) 4つ

【誤りがあった箇所】

選択肢ホの中で、「不動産鑑定業者に対し懲戒処分をしたときは、」は、「不動産鑑定士等に対し懲戒処分をしたときは、」又は「不動産鑑定業者に対し監督処分をしたときは、」の誤りであった。

【正答肢】

平成18年6月23日に公表した正答肢では(1)としていたが、上記の通り問題文に誤りがあったため、正答肢は(2)である。

## 【参照条文】

### 不動産の鑑定評価に関する法律（抄）

（不当な鑑定評価等についての懲戒処分）

第40条 国土交通大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、故意に、不当な不動産の鑑定評価その他鑑定評価等業務に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不当な鑑定評価等」という。）を行ったときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて鑑定評価等業務を行うことを禁止し、又はその不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録を消除することができる。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、第2条の4又は第33条の規定に違反したときも、同様とする。

2及び3（略）

（不動産鑑定業者に対する監督処分）

第41条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その不動産鑑定業者に対し、戒告を与え、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。

一及び二（略）

（懲戒処分等の公告）

第44条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第40条又は第41条の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。